



## 一、相关新法令、新政策

### ● “十二五”国家战略性新兴产业发展规划

- 【发布单位】国务院  
【发布文号】国发〔2012〕28号  
【发布日期】2012-07-09  
【实施期间】2011-2015  
【内容提要】该规划对节能环保、新一代信息技术、生物、高端装备制造、新能源、新材料、新能源汽车等战略性新兴产业的重点发展方向和主要任务、重大工程、政策措施等进行了规定。  
【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.gov.cn/zwqk/2012-07/20/content\\_2187770.htm](http://www.gov.cn/zwqk/2012-07/20/content_2187770.htm)

### ● 关于企业所得税核定征收有关问题的公告

- 【发布单位】国家税务总局  
【发布文号】国家税务总局公告2012年第27号  
【发布日期】2012-06-19  
【实施日期】2012-01-01  
【内容提要】根据该公告：  
▪ 按核定应税所得率方式核定征收企业所得税的企业，取得的转让股权（股票）收入等转让财产收入，应全额计入应税收入额，按照主营项目（业务）确定适用的应税所得率计算征税。  
▪ 专门从事股权（股票）投资业务的企业，不得核定征收企业所得税。  
【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.gov.cn/zwqk/2012-07/13/content\\_2182882.htm](http://www.gov.cn/zwqk/2012-07/13/content_2182882.htm)

### ● 关于纳税人虚开增值税专用发票征补税款问题的公告

- 【发布单位】国家税务总局  
【发布文号】国家税务总局公告2012年第33号  
【发布日期】2012-07-09  
【实施日期】2012-08-01  
【内容提要】根据该公告：  
▪ 纳税人虚开增值税专用发票，未就其虚开金额申报并缴纳增值税的，应按照其虚开金额补缴增值税；已就其虚开金额申报并缴纳增值税的，不再按照其虚开金额补缴增值税。  
▪ 税务机关对纳税人虚开增值税

## 一、関連する新法令、新政策

### ● 「第十二次五ヶ年計画」国家戦略性新興産業発展計画

- 【発布機関】国务院  
【発布番号】国発〔2012〕28号  
【発布日】2012-07-09  
【施行期間】2011-2015  
【概要】本計画は、省エネ環境保全、次世代情報技術、バイオ、ハイエンド設備製造、新エネルギー、新素材、新エネルギー自動車などの戦略性新興産業の主な発展の方向性および主要任務、重大工事、政策措置などについて規定を行っている。  
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.gov.cn/zwqk/2012-07/20/content\\_2187770.htm](http://www.gov.cn/zwqk/2012-07/20/content_2187770.htm)

### ● 企業所得税査定徴収関係事項についての公告

- 【発布機関】国家稅務總局  
【発布番号】国家稅務總局公告2012年第27号  
【発布日】2012-06-19  
【施行日】2012-01-01  
【概要】本公告によると以下の通りである。  
▪ 課税所得率査定方式に基づき、企業所得税を査定徴収する企業が取得する持分（株式）譲渡収入などの財産譲渡収入は、全額を課税収入額に計上し、主力事業（業務）に基づき適用する課税所得率を確定し課税額を計算する。  
▪ 持分（株式）投資業務を専門に取扱う企業は、企業所得税を査定徴収してはならない。  
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.gov.cn/zwqk/2012-07/13/content\\_2182882.htm](http://www.gov.cn/zwqk/2012-07/13/content_2182882.htm)

### ● 納税者が増値税専用発票を虚偽に発行し税金を追納することについての公告

- 【発布機関】国家稅務總局  
【発布番号】国家稅務總局公告2012年第33号  
【発布日】2012-07-09  
【施行日】2012-08-01  
【概要】本公告によると以下の通りである。  
▪ 納税者が増値税専用発票を虚偽に発行し、虚偽に発行した部分の金額を申告し且つ増値税を納付していない場合には、虚偽に発行した金額部分について増値税を追納しなければならない。虚偽に発行した部分の金額をすでに申告し且つ増値税を納付している

专用发票的行为，应按规定给予处罚。

- 纳税人取得虚开的增值税专用发票，不得作为增值税合法有效的扣税凭证抵扣其**进项税额**（我们理解，此处公告原文表述有误，应为“**销项税额**”）。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12005937.html>

場合、虚偽に発行した金額部分の増値税は追納しない。

- 税務機関は、納税者が増値税専用発票を虚偽に発行する行為に対して、規定に基づき処罰を行う。
- 納税者が虚偽に発行された増値税専用発票を取得した場合、増値税の適法且つ有効な税控除証憑としてその**仕入税額**（これは公告原文の書き間違いであり、「**販売税額**」であると筆者が判断する）と相殺してはならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12005937.html>

● 关于交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税试点若干税收政策的补充通知

【发布单位】财政部、国家税务总局

【发布文号】财税〔2012〕53号

【发布日期】2012-06-29

【内容提要】根据该通知：

- 船舶代理服务统一按照港口码头服务缴纳增值税（6%）；
- 未与中国达成双边运输免税安排的国家或地区的单位或者个人，向境内单位或者个人提供的国际运输服务，符合规定的，试点期间暂按 3%代扣代缴增值税；
- 试点纳税人中的一般纳税人，以试点实施之前购进或者自制的有形动产为标的物提供的经营租赁服务，试点期间可以选择适用简易计税方法计算缴纳增值税。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.gov.cn/zwqk/2012-07/17/content\\_2185047.htm](http://www.gov.cn/zwqk/2012-07/17/content_2185047.htm)

● 交通運輸業および一部の現代サービス業の營業税の増値税への一本化改革試行の若干の税收政策に関する補充通知

【発布機関】財政部、国家稅務總局

【発布番号】財稅〔2012〕53号

【発布日】2012-06-29

【概要】本通知によると以下の通りである。

- 船舶代理サービスは、一律、港湾埠頭サービスに基づき増値税（6%）を納付する。
- 中国と二国間輸送免税の取り決めを行っていない国および地域の機関または個人が、国内の機関または個人に提供する国際輸送サービスが規定に適合する場合、試行期間中は一時的に 3%で増値税を源泉徴収する。
- 試行対象納税者中の一般納税者が、試行実施前に購入しまたは独自に製造した有形動産を対象物として提供するオペレーティングリースサービスについては、試行期間中は簡易税金計算方法にて増値税を計算し納付することもできる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.gov.cn/zwqk/2012-07/17/content\\_2185047.htm](http://www.gov.cn/zwqk/2012-07/17/content_2185047.htm)

● 关于规范税务行政裁量权工作的指导意见

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国税发〔2012〕65号

【发布日期】2012-07-03

【内容提要】根据该意见：

- 明确了规范税务行政裁量权的基本要求，规定税务机关行使行政裁量权应当依照法定权力、条件、范围、幅度和程序进行。
- 因国家利益、公共利益或者其他法定事由需要撤销或者变更税务决定的，应当依照法定权限和

● 稅務行政裁量權を規範化する作業についての指導意見

【発布機関】国家稅務總局

【発布番号】国税發〔2012〕65号

【発布日】2012-07-03

【概要】本意見によると以下の通りである。

- 稅務行政裁量權を規範化する基本的要求を明確にし、稅務機關が行政裁量權を行使するには法で定められた権限、条件、範圍、幅および手順に従って行わなければならないことを規定した。
- 国の利益、公共利益またはその他法

程序进行,对纳税人因此而受到的财产损失依法予以补偿。

【法令全文】请点击以下网址查看:  
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12003337.html>

● 海关工作人员六项禁令

【发布单位】海关总署  
【发布文号】海关总署公告 2012 年第 36 号  
【发布日期】2012-07-16  
【内容提要】海关工作人员的六项禁令如下:

1	严禁参加可能影响公正执行公务的宴请以及其他活动安排。
2	严禁向工作对象报销应由个人支付的费用。
3	严禁收受工作对象的财物。
4	严禁干扰办案。
5	严禁泄露海关工作秘密。
6	严禁参与、包庇、纵容走私。

【法令全文】请点击以下网址查看:  
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab1/info380584.htm>

● 节能产品惠民工程推广信息监管实施方案

【发布单位】工业和信息化部、财政部、国家发展和改革委员会、商务部  
【发布文号】工信部联节(2012)335号  
【发布日期】2012-07-11

【内容提要】该方案监管对象是节能产品的生产企业和销售企业。其中,生产企业是确保节能产品推广信息真实准确的责任主体。生产企业应当:  
▪ 对产品能效等级和标识一致性负责;  
▪ 会同销售企业对上报的节能产品推广信息的真实可靠性负责;等。

【备注】节能产品,是指列入节能产品惠民工程推广目录的高效节能房间空气调节器、平板电视、家用电冰箱、电动洗衣机、家用热水器(燃气、太阳能、空气源热泵)五大类节能家电以及节能汽车、高效电机、高效照明产品。

【法令全文】请点击以下网址查看:  
<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293832/n12843926/n13917012/14717897.html>

定事由により税務上の決定を廃止しまたは変更する必要がある場合、法で定められた権限および手順に従って行わなければならない、納税者がこれにより被った財産の損害については、法に照らして補償しなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12003337.html>

● 税関職員の 6 項目の禁止令

【発布機関】税関総署  
【発布番号】税関総署公告 2012 年第 36 号  
【発布日】2012-07-16  
【概要】税関職員の 6 項目の禁止令は、以下の通りである。

1	公務の公正な執行に影響をもたらすおそれのある接待およびその他活動への参加を厳禁する。
2	業務相手に対し、個人が支出した費用を精算することを厳禁する。
3	業務相手の財物を收受することを厳禁する。
4	案件処理への妨害を厳禁する。
5	税関作業の秘密の漏洩を厳禁する。
6	密輸への関与、庇護、放任を厳禁する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab1/info380584.htm>

● 省エネ製品社会奉仕プロジェクト普及情報監督管理实施方案

【発布機関】工業および情報化部、財政部、国家发展和改革委员会、商务部  
【発布番号】工信部聯節(2012)335号  
【発布日】2012-07-11

【概要】本方案の監督管理対象は、省エネ製品の製造企業および販売企業である。そのうち、製造企業は、省エネ製品の普及情報が真実正確であることを保証する責任主体である。製造企業は、以下の通りでなければならない。  
▪ 製品のエネルギー効率等級と表示の一致性に責任を負うこと。  
▪ 報告される省エネ製品の普及情報の真実信憑性について販売企業と共に責任を負うことなど。

【備考】省エネ製品とは、省エネ製品社会奉仕プロジェクト普及目録に記載された高効率省エネの室内空調機、フラットテレビ、家庭用冷蔵庫、電動洗濯機、家庭用湯沸かし器(ガス、太陽エネルギー、空気源ヒートポンプ)の 5 つの大きな分類の省エネ家電および省エネ自動車、高効率電動機、高効率照明製品をいう。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293832/n12843926/n13917012/14717897.html>

● 广东省人民政府 2012 年行政审批制度改革事项目录（第一批）（广东）

【发布单位】广东省人民政府  
 【发布文号】广东省人民政府府令第 169 号  
 【发布日期】2012-07-11  
 【实施日期】2012-07-11  
 【内容提要】该目录取消行政审批事项 179 项、转移事项 55 项、下放地方事项 115 项，另外还有 5 项事项委托管理。  
 【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://zwgk.gd.gov.cn/006939748/201207/t20120717\\_326261.html](http://zwgk.gd.gov.cn/006939748/201207/t20120717_326261.html)

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● 外管局拟简化直接投资外汇业务审核 资本账户继续放开

据悉，国家外汇管理局相关部门起草了关于简化直接投资外汇业务审核的通知以及配套的外管局操作规程和银行操作指引，并已向分局以及相关银行征求意见，以期进一步改进直接投资外汇管理方式，取消和调整部分直接投资外汇业务审核权限。

内容涉及十个方面：

1	取消直接投资项下外汇账户开立及入账核准，简化直接投资项下外汇账户类型。
2	取消外国投资者以境内合法所得资金再投资核准。
3	简化外商投资性公司境内再投资外汇管理。
4	简化外商投资企业外国投资者出资验资询证手续。
5	简化外国投资者收购中方股权外资外汇登记手续。
6	取消直接投资项下购付汇核准。
7	取消境外机构设立的境内分支、代表机构及境内个人转让境内商品房购付汇核准。
8	取消直接投资项下境内外汇划转核准。

● 広東省人民政府 2012 年行政審査許可制度改革事项目录（第一回目）（広東）

【発布機関】広東省人民政府  
 【発布番号】広東省人民政府府令第 169 号  
 【発布日】2012-07-11  
 【施行日】2012-07-11  
 【概要】本目録には、行政審査許可廃止事項 179 項目、移譲事項 55 項目、地方への委譲事項 115 項目のほか委託管理事項が 5 項目ある。  
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://zwgk.gd.gov.cn/006939748/201207/t20120717\\_326261.html](http://zwgk.gd.gov.cn/006939748/201207/t20120717_326261.html)

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● 外貨管理局は、直接投資外貨業務の審査認可を簡素化し、資本口座は引き続き自由化する

情報筋によると、国家外貨管理局関係部門は、直接投資外貨業務審査認可の簡素化に関する通知および関連する外貨管理局の操作规程と銀行操作手引きを起草し、且つ分局および関係銀行に意見を求めることで、直接投資外貨管理方式を一層改善し、一部の直接投資外貨業務の審査認可権限の廃止と調整を行うというものである。

その内容は以下の 10 の事項に係るものである。

1	直接投資における外貨口座の開設および記帳認可を廃止し、直接投資における外貨口座の分類を簡素化する。
2	外国投資者が国内で適法に取得した資金をもって再投資する場合の認可を廃止する。
3	外商投資性会社の国内の再投資における外貨管理を簡素化する。
4	外商投資企業の外国投資者の出資監査検証手続を簡素化する。
5	外国投資者が中方の持分を買取る際の外資外貨登記手続を簡素化する。
6	直接投資における外貨購入・支払の認可を廃止する。
7	国外機関が設立した国内の分支機関、駐在員事務所および国内の個人が国内の商品住宅を譲渡する場合の外貨購入・支払の認可を廃止する。
8	直接投資における国内の外貨の振替の認可を廃止する。

9	放宽境外放款管理。扩大境外放款资金来源和主体，允许境内子公司以经审计的未分配利润对境外母公司放款。
10	取消直接投资项下有关手工报表。

(摘自《上海证券报》；2012年07月02日发布)

9	国外への貸付金管理を緩和する。国外への貸付金の資金の源泉および主体を拡大し、国内の子会社が監査を経た未処分利益をもって国外の親会社に貸付を行うことを認める。
10	直接投資における手書きの諸表を廃止する。

(2012年7月2日付の「上海証券報」より抜粋)

● 买卖合同纠纷案件的最新司法解释(连载之一/共二篇)

为正确审理买卖合同纠纷案件，避免司法实践的不统一，中国最高人民法院制定、发布了《关于审理买卖合同纠纷案件适用法律问题的解释》(法释[2012]8号，自2012年07月01日起施行；本文中，简称为“《买卖合同解释》”)，对买卖合同的成立及效力、标的物交付和所有权转移、标的物的风险负担、标的物的检验、违约责任、所有权保留、特种买卖等理论上、司法实践中的疑难问题作出了规定。

买卖合同作为最为典型的有偿合同，法律上、实务中都具有重要的意义。《买卖合同解释》的出台，不但填补了《中华人民共和国合同法》(本文中，简称为“《合同法》”)第9章关于买卖合同的规定(共46条)，一定程度上，也完善了《合同法》的整个规则体系。本文结合该司法解释以及律师以往实务操作经验，对《买卖合同解释》的相关规定择要进行分析，并提出简要的应对建议，以供参考。

**买卖合同的成立与效力**

《合同法》的立法目的之一是鼓励交易。以前，中国司法实践中存在的适当确认合同不成立、无效的做法，增加了交易成本，不利于交易的进行，与《合同法》的立法目的也不符。近年来，法院逐步减少对合同不成立、无效的认定，并制定《关于适用<中华人民共和国合同法>若干问题的解释(二)》予以明确。此次的《买卖合同解释》也秉承此精神，予以细化：

类型	《买卖合同解释》的相关规定	律师简要提示
买卖合同的成立	第1条第1款：未签订买卖合同，一方以送货单、收货单、结算单、发票等主张存在买卖合同关系的， <u>应结合当事人之间的交易方式、交易习惯以及其</u>	<u>送货单等凭证不能单独作为证明合同成立的证据(对账确认函、债权确认书等可以作为证明合同成立的证据)</u> ，还需要结合当事人之间的交易习惯、其他证据等

● 売買契約紛争事件の最新司法解释(連載その一/計二編)

売買契約紛争事件を正確に審理し、司法実践の不一致を避けるため、中国最高人民法院は「売買契約紛争案件審理に適用する法律に関する解釈」(法释[2012]8号、2012年7月1日から施行。本文中では「売買契約解釈」という)を制定、公布したが、これは買契約の成立および効力、目的物の引渡と所有権の移転、目的物に関するリスク負担、目的物の検査、違約責任、所有権の留保、特殊な売買などに関する理論上、司法実践における難問について規定を設けたものである。

売買契約は最も典型的な有償契約として、法律上、実務上共に重要な意義を持つ。「売買契約解釈」の公布は、「中華人民共和国契約法」(本文では、「契約法」)という第9章の売買契約に関する規定(全46条)を補填するだけでなく、ある程度において、「契約法」の全規則体系を補完するものでもある。本文では当該司法解释および筆者の実務経験に基づき、「売買契約解釈」の関連規定について、参考までに要点を絞って分析し、簡潔な対応法を提案する。

**売買契約の成立と効力**

「契約法」の立法主旨の一つは取引の奨励である。過去に中国の司法実践において存在した、適切な確認のされていない契約の不成立、無効という処理方法は、取引コストを増大させ、取引実行の妨げとなり、「契約法」の立法主旨とも合致しないものであった。昨今、裁判所は契約の不成立、無効の認定を徐々に減らすと共に、「『中華人民共和国契約法』の適用に伴う若干問題に関する解釈(二)」を制定して明確にした。この度の「売買契約解釈」も本精神を継承したものであり、より細分化を図っている。

分類	「 <u>売買契約解釈</u> 」の関連規定	筆者の要点説明
売買契約の成立	第1条第1項： <u>売買契約を締結していない場合、一方が送り状、受領書、清算書、領収書などにより売買契約関係の存在を主張する場合、当事者間の取引方</u>	<u>送り状などの証憑は単独で契約成立を証明する証拠とはならず(帳簿照合確認書、債権確認書などは契約成立を証明する証拠とすることができ)</u> 、当事者間の取引習慣、その他の証拠など(例えば、電話録

	<p><b>他相关证据,判断买卖合同是否成立。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1条第2款: 没有记载债权人名称的对账确认函、债权确认书等函件、凭证,除有相反证据外,应认定买卖合同成立。</li> </ul>	<p>(例如,电话录音)综合判断;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主张合同成立的一方提供送货单等凭证即可认为其完成举证责任,相对方应就否认合同成立承担举证责任。</li> </ul>
预约合同	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2条: 约定在将来一定期限内订立买卖合同的认购书、订购书、预订书、意向书、备忘录等预约合同,具有法律效力,不履行预约合同,应承担违约责任。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>认购书等并不必然构成预约合同。<b>预约合同需要明确“在将来一定期限内订立买卖合同”的合意;</b></li> <li>预约合同的当事人应订立买卖合同,一方拒绝、或恶意磋商阻止买卖合同订立的<b>(正常磋商而未能达成合意的除外。实务中,认定恶意与否,需要根据具体情况判断),应承担违约责任。</b></li> </ul>

	<p><b>法、取引習慣およびその他の関連証拠と併せて売買契約が成立するかを判断する。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1条第2項: 債権者名称の記載のない帳簿照合確認書、債権確認書などの書簡、証憑は、相反する証拠がある場合を除き、売買契約成立と認定される。</li> </ul>	<p>音)と併せて総合的に判断する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>契約成立を主張する一方の送り状などの証憑の提供は立証責任を果たしたものとみなされ、相手方は契約成立の否認について立証責任を負う。</li> </ul>
予約契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2条: 今後一定期間内の売買契約締結を定めた購入同意書、注文書、購入予約書、意向書、覚書などの予約契約は、法的効力を有する。予約契約の不履行については、違約責任を負わなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入同意書などは必ずしも予約契約を構成するものではない。<b>予約契約では「今後一定期間内に売買契約を締結する」旨の合意を明確にする必要がある。</b></li> <li>予約契約の当事者は売買契約を締結するものとし、一方が拒絶または悪意で協議し売買契約締結を阻害する場合<b>(正常な協議において結果として合意を得られなかった場合は除かれる。実務上、悪意の認定については、具体状況に基づき判断する必要がある)、違約責任を負わなければならない。</b></li> </ul>

### 动产“一物数卖”的法律处理

实务中,动产“一物数卖”并不鲜见,在市场行情发生较大波动时,该类法律纠纷尤为突出。《买卖合同解释》综合了司法实践中的各种观点,结合相关法律的规定,明确了动产“一物数卖”的处理原则:

类型	《买卖合同解释》的相关规定	律师简要提示
普通动产	<ul style="list-style-type: none"> <li>第9条:以交付、付款、合同成立先后为合同履行顺序。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>“一物数卖”情况下,出卖人不能自主选择某一买受人完成交易(出卖人没有自主选择权)。</li> </ul>
特殊动产(船舶、航空)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第10条:以交付、登记、合同成立先后作为合同履行顺序(交付是特殊)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>动产“一物数卖”的,按照交付、付款/登记、合同</li> </ul>

### 动产の「二重譲渡」の法律处理

実務において、动产の「二重譲渡」は珍しいものではなく、市場が大きく変動する際にはこれらの法的紛争が多くなる。「売買契約解釈」は司法実践における各種の観点をまとめ、関連法の規定と併せ、动产の「二重譲渡」の处理原則を明確にした。

分類	「売買契約解釈」の関連規定	筆者の要点説明
普通动产	<ul style="list-style-type: none"> <li>第9条:引渡、支払い、契約成立の前後を契約の履行順序とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「二重譲渡」の状況では、売り手は買手で取引を完了することができない(売り手には自主選択権がない)。</li> </ul>
特殊动产(船舶、航空)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第10条:引渡、登記、契約成立の前後を契約の履行順序とする(引渡は特殊动产物権変動)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>动产の「二重譲渡」の場合、引渡、支</li> </ul>

器、 机动 车)	动产物权变动的生效要件，登记是对抗善意第三人的对抗要件，因此， <b>出现交付与登记冲突情形时，应以交付为准</b> 。	<b>成立先后的顺序处理。</b> 不动产“一物数卖”的，根据《 <a href="#">物权法</a> 》的相关规定，以登记确认权利的变动、归属。
----------------	--	---

機、 イン ジン 付車 両)	の発効条件であり、登記は善意の第三者に対する対抗要件である。よって、 <b>引渡と登記が争う状況においては、引渡を優先させる</b> 。	<b>払い登記、契約成立前後の順序で処理される。</b> 不動産の「二重譲渡」の場合、「 <a href="#">物権法</a> 」の関連規定に基づき、登記をもって権利の変動、帰属を確認する。
----------------------------	--	---

### 标的物的检验

检验是买卖合同的重要环节，但是，《合同法》仅有第 157 条、第 158 条作出规定，过于简单、原则。《买卖合同解释》补充了《合同法》有关检验的规定。简要说明如下：

### 目的物の検査

検査は売買契約の重要な段階である。ただし、「契約法」には第 157 条、第 158 条で規定されているだけで、簡単、原則的に過ぎるくらいがある。「売買契約解釈」は「契約法」の検査に関する規定を補足した。以下、簡単に説明する。

类型	《买卖合同解释》的相关规定	律师简要提示
检验期间及其效力	<b>第 15 条:</b> 未对检验期间作出约定的情况下，除有相反证据足以推翻外，买受人签收的送货单、确认单等载明标的物数量、型号、规格的，应认定买受人已对数量和外观瑕疵进行了检验。	<ul style="list-style-type: none"> <li>明确将标的物的质量瑕疵分为“<b>外观瑕疵</b>”和“<b>隐蔽瑕疵</b>”<sup>1</sup>；</li> <li>在未约定检验期间的情况下，<b>签收行为通常会构成对数量和外观瑕疵的检验</b>；</li> </ul>
	<b>第 18 条:</b> 当事人约定的检验期间明显不合理地过短，该检验期间仅为买受人对外观瑕疵提出异议的期间，法院有权确定买受人对隐蔽瑕疵提出异议的合理期间。约定的检验期间或者质量保证期间不得短于法律、行政法规规定的检验期间或者质量保证期间。	<ul style="list-style-type: none"> <li>当事人约定的<b>检验期间应与检验的内容（外观瑕疵、隐蔽瑕疵）相适应，并不得违反法律、行政法规关于检验期间、质量保证期间的规定</b><sup>2</sup>。</li> </ul>
合理期间的认定标准	<b>第 17 条第 1 款:</b> “合理期间”应当综合当事人之间的交易性质、交易目的、交易	<ul style="list-style-type: none"> <li>明确了判断“合理期间”的各类考量因素。</li> </ul>

分類	「売買契約解釈」の関連規定	筆者の要点説明
検査期間と効力	<b>第 15 条:</b> 検査期間に関する取り決めがない場合、相反する証拠により翻された場合を除き、買い手が署名確認した送り状、確認書などに目的物の数量、型番、規格が記載されている場合、買い手は数量および外観上の瑕疵について検査済みであると認定されるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的物の品質問題は「<b>外観上の瑕疵</b>」と「<b>隠れた瑕疵</b>」<sup>1</sup>に分けられることが明確にされた。</li> <li>検査期間を定めていない状況で、<b>受取署名行為は通常、数量および外観上の瑕疵についての検査確認とされる。</b></li> <li>当事者が定める検査期間は検査の内容（外観上の瑕疵、隠れた瑕疵）に<b>相応しなければならず、法律、行政法規の定める検査期間、品質保証期間に違反してはならない</b><sup>2</sup>。</li> </ul>
	<b>第 18 条:</b> 当事者が定めた検査期間が明らかに不合理に短い場合、当該検査期間は <b>買い手の外観上の瑕疵についてのみのクレーム期間</b> とされ、裁判所は <b>買い手の隠れた瑕疵に対するクレームの合理的な期間を確定する</b> 権限を有する。約定する検査期間または品質保証期間は法律、行政法規の定める検査期間または品質保証期間より短くしてはならない。	
合理的な期間の認め	<b>第 17 条第 1 項:</b> 「合理的な期間」とは、信義誠実の原則に基づき、当事者間の以下の要素を踏まえ	<ul style="list-style-type: none"> <li>「合理的な期間」の判断において考慮すべき要素が明確にさ</li> </ul>

<sup>1</sup> 理論上，“**外观瑕疵**”通常是指可以通过感官方式即可发现的瑕疵，例如，数量、型号、规格与合同约定不符；“**隐蔽瑕疵**”通常是指难以通过感官方式判断，需要借助其他检验方法或经过实际使用才能发现的瑕疵，例如，金属材料的硬度。

<sup>1</sup> 理論上、「**外観上の瑕疵**」とは通常、五感を通じて分かる瑕疵であり、たとえば、数量、型番、規格が契約の取り決めと一致しないことを指す。一方の「**隠れた瑕疵**」とは通常、五感を通じて判断することは困難で、その他の検査方法により分かるまたは実際に使用して分かる瑕疵であり、たとえば、金属材料の強度である。

<sup>2</sup> 例如，《建设工程质量管理条例》第 40 条第 1 款第 2 项规定“屋面防水工程、有防水要求的卫生间、房间和外墙面的防渗漏，为 5 年”。

<sup>2</sup> たとえば、「建設工事品質管理条例」第 40 条第 1 項第 2 号では「屋根防水工事、防水要求のある洗面所、部屋と外壁面の水漏れ防止は 5 年間とする」と規定している。

准	方式、交易习惯、标的物的种类、数量、性质、安装和使用情况、瑕疵的性质、买受人应尽的合理注意义务、检验方法和难易程度、买受人或者检验人所处的具体环境、自身技能以及其他合理因素，依据诚实信用原则进行判断。	
检验期间等期间经过的法律效力	<b>第 17 条第 2 款、第 20 条：</b> 检验期间、合理期间、两年期间（ <u>两年期间为不变期间，不得中止、中断、延长</u> ）经过后， <u>买受人不得主张标的物的数量或者质量不符合约定。</u> 出卖人 <u>自愿承担违约责任后，不得以上述期间经过为由翻悔。</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>检验期间等期间内，应及时主张权利。检验期间等期间经过后，<u>即使买受人有证据证明标的物存在瑕疵，买受人也不得主张出卖人承担瑕疵担保责任，但出卖人自愿承担责任的除外。</u></li> </ul>

定基準	て総合的に判断するものとする。取引の性質、目的、方法、習慣、目的物の種類、数量、性質、設置および使用状況、瑕疵の性質、買い手の合理的な注意義務、検査方法と難易度、買い手または検査者のおかれた具体環境、自身の技能、およびその他の合理的な要素。	れた。
検査期間などが経過した場合の法的効力	<b>第 17 条第 2 項、第 20 条：</b> 検査期間、合理的な期間、2 年の期間（ <u>2 年の期間は不変期間であり、中止、中断、延長ができない</u> ）が経過した後、 <u>買い手は目的物の数量または品質が約定に合致していないと主張することはできない。</u> 売り手は、 <u>自発的に違約責任を負う場合、上記期間の経過を理由に意思を翻してはならない。</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査期間などの期間内に、速やかに権利の主張を行わなければならない。検査期間などの経過後は、<u>たとえ買い手が目的物に瑕疵が存在することを証明できる証拠を有する場合でも、売り手が自発的に責任負担する場合を除き、売り手に瑕疵担保責任の負担を主張することはできない。</u></li> </ul>

由于篇幅限制，暂介绍以上内容。在下期《里兆法律资讯》(Issue 305) 中，我们将继续对“所有权保留”、“特种买卖”等进行分析。

(里兆律师事务所 2012 年 07 月 20 日整理编写)

紙面の関係上、以上の内容を紹介する。次回の「里兆法律情報」(Issue 305) のなかで、「所有権の留保」、「特殊売買」などについて分析を続ける。

(里兆法律事務所が 2012 年 7 月 20 日付で作成)